

(様式 1-3)

白河市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	東風の台運動公園テニスコート四阿整備事業		事業番号	◆B-1-2-1																
交付団体		白河市	事業実施主体		白河市																	
総交付対象事業費		2,442 (千円)	全体事業費		2,442 (千円)																	
事業概要																						
<p>白河市の東端に位置する東風の台運動公園は、テニスコートの他、多目的グラウンド、体育館、キャンプ場などが整備されており、隣接地には多世代交流施設（温泉館、図書館、文化センターの複合施設）や保健センター、更には白河市立東中学校など幅広い分野の施設が配置されている総合運動公園として多くの市民に利用されている。大型駐車場（約 500 台）も完備していることから、県レベルのソフトボール大会等が毎年開催されるなど、地域内外におけるスポーツの拠点施設となっている。</p> <p>当該公園内のテニスコートは、主に隣接する中学校の部活動及び地域の小中学生スポーツ少年団の活動拠点として利用されており、日中のみでなく平日はナイター利用も盛んな施設である。</p> <p>震災のあった平成 23 年度は、中学生以下の利用者が減少するなど、地域の子どもたちの運動機会の減少は否めない状況にあったが、市や地域で実施している除染活動が実を結び、平成 24 年度は震災前の利用者数を上回る状況となっている。</p> <p>【 利用状況 】※ () 内はナイター利用者数</p> <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>利用者数</th><th>中学生以下</th><th>中学生以下平成 22 年度比較</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 22 年度</td><td>6,505 人</td><td>4,843 人 (1,989 人)</td><td>—</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>7,917 人</td><td>4,779 人 (924 人)</td><td>△ 64 人 (△1,065 人)</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>9,818 人</td><td>5,428 人 (1,943 人)</td><td>+405 人 (△ 46 人)</td></tr></tbody></table>							年度	利用者数	中学生以下	中学生以下平成 22 年度比較	平成 22 年度	6,505 人	4,843 人 (1,989 人)	—	平成 23 年度	7,917 人	4,779 人 (924 人)	△ 64 人 (△1,065 人)	平成 24 年度	9,818 人	5,428 人 (1,943 人)	+405 人 (△ 46 人)
年度	利用者数	中学生以下	中学生以下平成 22 年度比較																			
平成 22 年度	6,505 人	4,843 人 (1,989 人)	—																			
平成 23 年度	7,917 人	4,779 人 (924 人)	△ 64 人 (△1,065 人)																			
平成 24 年度	9,818 人	5,428 人 (1,943 人)	+405 人 (△ 46 人)																			
○事業の概要																						
<p>運動する子どもたちの十分な休憩を確保し、熱中症対策を含めた健康面での安全と安心を確保するため、屋根付きの四阿 (2.1m×4.1m) を新たに整備する。</p>																						
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)																						
・白河市都市計画マスタープラン (P60)																						
第 5 章 都市づくりの方針～全体構想～「4. 水と緑の保全・創出の方針」																						
②スポーツやレクリエーションを楽しむ公園																						
市民の健康づくりの場として、世代を超えてスポーツやレクリエーションを楽しむ場として、整備活用を図ります。																						
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。																						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係																						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)																						
・当市の平成 25 年 5 月 1 日現在の人口は 62,971 人で、原子力災害前の平成 23 年 3 月 1 日現在と比較し 1,618 人の転出超過となっている。また、全国避難者システム等を基に市が独自にとりまとめた避難者数 (以下「市外避難者数」という。) は、平成 25 年 4 月 5 日現在において 169 世帯 467 人にのぼり、うち 199 人 (42.6%) が高校生以下となっている。なお、平成 22 年時点の国勢調査における当市の人口は 64,704 人で、平成 24 年 10 月時点の市外避難者数は 156 世帯 431 人 (うち高校生以下が 198 人) となっている。																						
・自主的避難者の中には、仕事の都合等により二重生活を余儀なくされている世帯もあり、その経済的・精神的負担は生活再建の足枷となっているほか、放射線の安全基準の受け止め方が個人により異なることから、自主的避難者と市内に残る市民との間に生じている感情面での軋轢も、本来市民が一丸となっ																						

て取り組むべき復興への歩みにとって大きな支障になっている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

・当該テニスコート脇には16～20人程度収容できる四阿（3.6m×4.5m）があるが、以下の理由により既存の四阿ではスペースが足りず十分な休憩が確保できていないことから、熱中症対策を含めた健康面での安全と安心を確保するため、新たに屋根付きの四阿を整備する。

- ① 約30人程度が団で施設を利用している。
- ② 当該施設の利用者数は、震災前の平成22年度の6,505人に対して震災後の平成24年度は9,818人と震災前の水準を上回る人数まで回復しており、今後、基幹事業（B-1-2）によりテニスコートを整備することで、更なる施設利用の増加が予想される。
- ③ 特に熱中症の危険が高まる7月・8月は夏休み期間中であり、授業のある時期と異なり一日のうち最も気温が高くなる時間帯での子どもの利用者数の増加が見込まれる。
- ④ 効果的な運動のためには適度な休憩が必要であり、また熱中症対策として国が日陰を利用した積極的な休憩を推奨している。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

- ・平成24年度の文科省『学校保健統計』の速報結果において、福島県内の肥満傾向児の出現率は殆どの年齢で全国平均を上回り、特に幼稚園児及び小学生の肥満傾向が著しい結果となっている。
- ・市でとりまとめた平成23年度と平成24年度の児童生徒の体力・運動能力の状況を比較しても、20mシャトルラン、小学生の立幅とび、中学生の持久走などで前年を下回る結果となっている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

- ・当該地域において、常設の休憩施設を備えたテニスコートは当該施設のみである。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

- ・熱中症の危険が高まる7月・8月の昼間は、夏休み期間中でもあることから約30人程度の子どもたちが団で当該施設を利用することとなるが、既存の四阿は16～20人程度しか収容できず休憩スペースが足りていない。
- ・熱中症対策など、運動する子どもたちが安全に運動に取り組める環境を確保するためにも、新たに屋根付き休憩スペースを確保する必要がある。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

- ・他施設においても、急激な天候の変化等にも耐えられる常設休憩施設の整備が求められている。
- ・しかしながら、全てのテニスコートに常設の休憩施設を設けるのではなく、大型駐車場を完備し、広域の住民による活用が見込まれる当該テニスコートにおいて常設休憩施設の拡充を図ることで、選択と集中による予算の効率的な配分を行う。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

- ・当該テニスコートは大型駐車場（約500台）を完備する総合運動公園内にあることから、自動車やバスを利用した広域の住民による活用が見込まれる施設となっている。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

- ・当該テニスコートは地域の小中学生スポーツ少年団による利用が多く、その子どもたちを指導するテニス協会員には、全国中学校テニス大会や全国高等学校テニス大会等で活躍してきた者が数多くいることから、技術の高い地元指導者の人的ネットワークを活用した交流大会やスポーツ教室等を定着化させ、本施設の利活用が一層向上される取組みを実施していく。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	B-1-2

事業名	東風の台運動公園テニスコート整備事業
交付団体	白河市
基幹事業との関連性	
<p>当該テニスコート脇には 16~20 人程度収容できる四阿 (3.6m×4.5m) があるが、施設利用者は約 30 人程度の一団で施設を利用していること、基幹事業実施後は施設の放射能汚染に対する不安が払拭されることにより、今以上に当該施設を利用する子どもが増加すると見込まれることから、既存の四阿のみでは十分な休憩が確保できない状況にある。</p> <p>また、熱中症の危険が高まる 7 月・8 月の子どもたちの利用状況及び国が熱中症対策として日陰を利用した積極的な休憩を推奨していることを鑑みると、運動する子どもたちの十分な休憩を確保し、健康面においても安全に安心して運動に取り組める環境を確保するためには、新たに屋根付きの四阿を整備する必要がある。</p>	

(様式 1-3)

白河市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12	事業名	東風の台運動公園テニスコート照明整備事業	事業番号	B-1-3																
交付団体		白河市	事業実施主体	白河市																	
総交付対象事業費		25,822 (千円)	全体事業費	25,822 (千円)																	
事業概要																					
<p>白河市の東端に位置する東風の台運動公園は、テニスコートの他、多目的グラウンド、体育館、キャンプ場などが整備されており、隣接地には多世代交流施設（温泉館、図書館、文化センターの複合施設）や保健センター、更には白河市立東中学校など幅広い分野の施設が配置されている総合運動公園として多くの市民に利用されている。大型駐車場（約 500 台）も完備していることから、県レベルのソフトボール大会等が毎年開催されるなど、地域内外におけるスポーツの拠点施設となっている。</p> <p>当該公園内のテニスコートは、主に隣接する中学校の部活動及び地域の小中学生スポーツ少年団の活動拠点として利用されており、日中のみでなく平日はナイトー利用も盛んな施設である。</p> <p>震災のあった平成 23 年度は、中学生以下の利用者が減少（特にナイトー利用者は半数以下に減少）するなど、地域の子どもの運動機会の減少は否めない状況にあったが、市や地域で実施している除染活動が実を結び、平成 24 年度は震災前の利用者数を上回る状況となっている。</p> <p>【 利用状況 】※（ ）内はナイトー利用者数</p> <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>利用者数</th><th>中学生以下</th><th>中学生以下平成 22 年度比較</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 22 年度</td><td>6,505 人</td><td>4,843 人 (1,989 人)</td><td>—</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>7,917 人</td><td>4,779 人 (924 人)</td><td>△ 64 人 (△1,065 人)</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>9,818 人</td><td>5,428 人 (1,943 人)</td><td>+405 人 (△ 46 人)</td></tr></tbody></table>						年度	利用者数	中学生以下	中学生以下平成 22 年度比較	平成 22 年度	6,505 人	4,843 人 (1,989 人)	—	平成 23 年度	7,917 人	4,779 人 (924 人)	△ 64 人 (△1,065 人)	平成 24 年度	9,818 人	5,428 人 (1,943 人)	+405 人 (△ 46 人)
年度	利用者数	中学生以下	中学生以下平成 22 年度比較																		
平成 22 年度	6,505 人	4,843 人 (1,989 人)	—																		
平成 23 年度	7,917 人	4,779 人 (924 人)	△ 64 人 (△1,065 人)																		
平成 24 年度	9,818 人	5,428 人 (1,943 人)	+405 人 (△ 46 人)																		
○事業の概要																					
<p>当該施設の日中利用者数は、平成 24 年度には一般の利用を中心に震災前を上回る水準まで回復したものの、中学生以下の夜間利用者数については、照度などの問題から震災以前の水準をわずかに下回る状況となっている。</p> <p>当該施設を利用する地域の小中学生スポーツ少年団の活動は夜間中心であることから、照明設備の改修により夜間利用の機会増加を図ることは、子どもたちの運動機会確保につながり、もって子どもの体力向上に資するものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・既存夜間照明施設の撤去：8 基・テニスコート用照明施設設置 設置台数：21 台（1 灯用 8 台、2 灯用 10 台、4 灯用 3 台） 被照明面積：4,000 m² 平均照度：370lx																					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）																					
<ul style="list-style-type: none">・白河市都市計画マスタープラン（P60） 第 5 章 都市づくりの方針～全体構想～「4. 水と緑の保全・創出の方針」 ②スポーツやレクリエーションを楽しむ公園 市民の健康づくりの場として、世代を超えてスポーツやレクリエーションを楽しむ場として、整備活用を図ります。 <p>※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。</p>																					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係																					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第 5 の 1）																					

- ・当市の平成 25 年 5 月 1 日現在の人口は 62,971 人で、原子力災害前の平成 23 年 3 月 1 日現在と比較し 1,618 人の転出超過となっている。また、全国避難者システム等を基に市が独自にとりまとめた避難者数（以下「市外避難者数」という。）は、平成 25 年 4 月 5 日現在において 169 世帯 467 人にのぼり、うち 199 人（42.6%）が高校生以下となっている。なお、平成 22 年時点の国勢調査における当市の人口は 64,704 人で、平成 24 年 10 月時点の市外避難者数は 156 世帯 431 人（うち高校生以下が 198 人）となっている。
- ・自主的避難者の中には、仕事の都合等により二重生活を余儀なくされている世帯もあり、その経済的・精神的負担は生活再建の足枷となっているほか、放射線の安全基準の受け止め方が個人により異なることから、自主的避難者と市内に残る市民との間に生じている感情面での軋轢も、本来市民が一丸となって取り組むべき復興への歩みにとって大きな支障になっている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1）

- ・当該テニスコートは地域のスポーツ少年団の活動拠点として、平日のナイター利用が盛んである。
- ・第 1 回申請において、当該テニスコートの全面張替えを実施することで、放射能汚染による不安を払拭し、昼夜を問わず敬遠される傾向にあった子どもたちの屋外での運動機会の確保を図ろうとした。
- ・このことを公表したところ、施設利用者より「既存のナイター設備では照度の低いコートが存在し、ボールや他の子どもとの衝突の危険性や、視力低下の懸念がある。」との声が寄せられた。
- ・施設利用者のニーズを踏まえた施設とするため、また施設を利用する子どもたちの健康面での安全と安心を確保するためにも、全てのコートにおいて一定の照度を確保できる照明施設を新たに設置することが必要である。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①）

- ・平成 24 年度の文科省『学校保健統計』の速報結果において、福島県内の肥満傾向児の出現率は殆どの年齢で全国平均を上回り、特に幼稚園児及び小学生の肥満傾向が著しい結果となっている。
- ・市でとりまとめた平成 23 年度と平成 24 年度の児童生徒の体力・運動能力の状況を比較しても、20m シャトルラン、小学生の立幅とび、中学生の持久走などで前年を下回る結果となっている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

- ・当該地域において夜間利用が可能なテニスコートは当該施設のみである。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①）

- ・既存の照明施設では、コートの平均照度で JIS 規格におけるレクリエーション利用で確保すべき平均照度 250 ルクスを下回るものや一部範囲で照度が 200 ルクスを下回るコートがある。
- ・照度不足のコートは、ボールや他の子ども等と衝突する危険性や視力低下の懸念が指摘されており、夜間利用時において子どもたちが安全・安心に利用できるコートは 3 面しかなく、5 面全てを使用する場合と比較し、子ども 1 人あたりの運動時間が制約されている。
- ・夜間利用の問合せの際、空いているコートが照度の低いコートのみの場合、利用申請が見送られるなど、子どもの運動機会を逸するケースも見受けられる。
- ・震災前と比較し昼間利用者が大幅に増加（平成 24 年度は平成 22 年度と比較して 3,313 人の増加）しており、今後、基幹事業（B-1-2）によりテニスコートを整備することで、更なる施設利用者数の増加が予想される。
- ・ナイター利用が盛んな当該施設において、効率的に子どもたちの運動機会を確保するためには、全てのコートにおいて子どもたちが安全・安心に利用できる照度を確保し、3 面利用から 5 面利用とすることなど、施設利用の分散化を図ることで、子ども 1 人あたりの運動時間をより長く確保することが必要。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

- ・全てのコートで一定の照度を確保するために、外周上に 8 基設置されている既存の大型照明施設を更新するのではなく、コート単位で照射可能なテニスコート用照明施設を新たに設置する。

- ・このことにより、使用するコートのみ照射が可能となることから節電効果も生まれる。
 - ・照明施設は地中配線となるが、第1回申請において実施するテニスコートの張替えと同時期に実施することにより、手戻り工事を避ける。
- 地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）
- ・当該テニスコートは大型駐車場（約500台）を完備する総合運動公園内にあることから、自動車やバスを利用した広域の住民による活用が見込まれる施設となっている。
- 整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）
- ・夜間利用時において支障なく使用できるコートが3面から5面となることで、ナイターを利用する子ども1人あたりの運動時間をより長く確保できるようになる。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	